

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への
入居について

復興庁及び国土交通省では、「子ども被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について、別紙の通り実施することにしましたので、お知らせいたします。

【ポイント】

- 対象となる方は、平成23年3月11日時点で、福島県中通り及び浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた方（以下「支援対象避難者」という。）です。
- 支援対象避難者で、避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を有している方については、地域の住宅事情や空き住居の状況等を踏まえた各都道府県・市区町村の判断により、以下の様な優先的取扱いを受けることが出来ます。

入居要件	通常的な取扱い	優先的な取扱い
住宅困窮要件	住宅を所有している者は、原則として住宅困窮要件を満たさない	福島県中通り及び浜通り（避難指示区域を除く）に住宅を所有していても、 <u>当該住宅を所有していないものとみなす。</u>
収入要件	入居者及び同居者の所得金額の合計額	<u>分離避難の場合に限り、世帯全員の所得金額の合計額を1/2にした額</u>

- 「居住実績証明書」の発行は、避難元市町村で10/1（水）より開始します。
- 優先的取扱いを実施するかどうか、また、実施する都道府県・市区町村における開始時期については、それぞれの都道府県・市区町村によって異なります。

※ 国土交通省記者クラブにおいても、本日付で同様の発表をしております。

【問い合わせ先】

復興庁法制班 中村、清水

TEL : 03-5545-7230

FAX : 03-5545-0525